

政策評価書（要旨） （事前の事業評価）

事業名	対人障害システム	担当部局	防衛局計画課
政策分野	防衛力整備	実施時期	13年6月～8月

事業内容	対人地雷禁止条約により禁止された対人地雷の代替装備としての対人障害システムを整備するものである。	11	12	13	14	15	完了年度	
		参考品購入		試験		調達←→取得		15年度
所要経費	約15億円（後年度負担額を含む。）						経費総額	約15億円

評価の内容

事業の目的	11年3月の対人地雷禁止条約の発効に伴い、対人地雷機能（敵徒歩兵を遅滞・阻止することによる火力効果の増大及び時間の余裕を図るための機能）が欠落し、防衛上のリスクが生起していることから、対人地雷の代替装備として対人障害システムを整備し、欠落している対人地雷機能を補完する。	事業実施の効果・時期	対人障害システムの導入により、対人地雷禁止条約の発効により欠落した対人地雷機能を補完することができる。平成14年度に教育所要5セットを整備し、今後、逐次普通科部隊、施設科部隊の所要分を整備する予定。
事業の必要性・適正性	対人地雷禁止条約の発効に伴い、対人地雷機能が欠落し、防衛上の欠落が生起することから、当該機能を補完する対人障害システムを整備する必要がある。また、本システムは、対人地雷禁止条約に抵触せず、一般市民に危害を与えないようにするため、センサー、爆薬等と組み合わせ、監視・遠隔操作により人員が介在して発火させる装備であるとともに、機能発揮が1回限りで操作人員を装備近傍に配置しなければならないという指向性散弾の問題点を克服した装備でもあるため、適正なものといえる。		

今後の対応

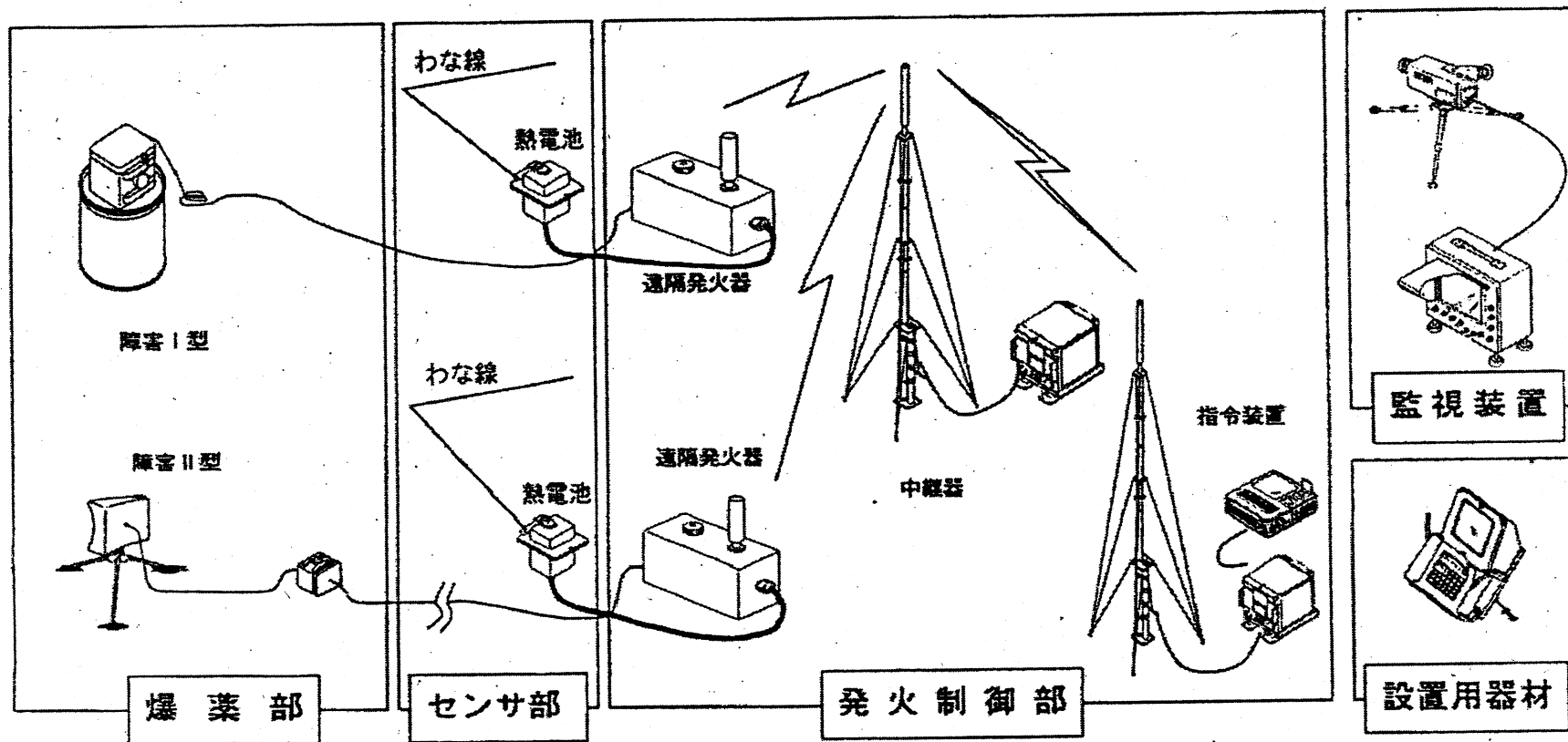
その他の参考情報

11年3月の対人地雷禁止条約の発効に伴い生じている、従来、対人地雷が果たしていた敵徒歩兵の遅滞・阻止による火力効果の増大及び時間の余裕の獲得等、防衛上の欠落を有効に補完することができるものと評価できることから、14年度に所要の予算要求を行う。	別図1：対人障害システム概要図 別図2：指向性散弾概要図
---	---------------------------------

## 参 考 資 料

- 別図1 対人障害システム概要図
- 別図2 指向性散弾概要図

対人障害システム概要図



# 指向性散弾

